

令和3年7月

定例農業委員会議事録

日 時 令和3年7月8日（木）午後1時30分～

場 所 日高村下分ふれあいプラザ 研修室

出席委員

1 番	壬生 豊秀	2 番	濱田 善久
3 番	竹田 芳則	4 番	岩井 俊一
5 番	中山 美佳	6 番	大和田 博光
7 番	藤原 利彦	9 番	朝山 正敏

欠席委員

8 番 北添 孝裕

推進委員

筒井 祥夫	戸梶 哲男
柏井 康志	森下 眞喜男
正岡 美知男	

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	藤岡 明仁
農業委員会	事務局次長	山内 浩江
農業委員会	事務局員	澁谷 修平

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2	第1号議案	3条申請・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
	第2号議案	4条申請・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
	第3号議案	5条申請・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
	第4号議案	中間管理権設定・・・・・・・・・・	1件
	第5号議案	非農地証明・・・・・・・・・・	2件
	第6号議案	非農地判断・・・・・・・・・・	1件

開議の宣告

【午後1時30分 開会】

議長（竹田 芳則）

定刻になりましたので、只今より日高村農業委員会令和3年7月の総会を開催いたします。

これより議事に入ります。

最初に、本日の出席委員数は8名で定足数に達しておりますので、令和3年7月日高村農業委員会総会は成立しております。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長（竹田 芳則）

まず最初に日高村農業委員会会議規則第8条の規定により、1番壬生豊秀委員、2番濱田善久委員の両名を指名致します。

なお、本日の会議書記には、澁谷修平事務局員を指名します。

日程第2 第1号議案 3条申請について

議長（竹田 芳則）

それでは、日程第2、第1号議案 3条申請について、事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第1号議案の1件目について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

濱田善久委員

7月1日、午前8時40分に会長、下分地区の委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。事務局から説明のあったとおり現地は以前から耕作放棄地となっていた場所で、周囲も放棄された状況です。今回の申請に伴い、現地は耕作できる状態に復帰しており、こういう土地が増えてきてくれればありがたいですが、高齢化に伴いなかなか難しい状況です。今回の案件については、ぜひ承認いただいて耕作していただければと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議 長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手をもってをお願いします。

藤原利彦委員

今後の参考に、県がいくらで買い上げたのかは教えてもらえないものでしょうか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

金額については、事務局も気になっているところです。申請者さんから県の担当者さんをつないでもらい、確認してみようと考えています。

藤原利彦委員

ぜひ今後の参考にお願いします。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ採決に入ります。第1号議案 3条申請について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（竹田 芳則）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第2号議案 4条申請について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第2号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。先月の案件から内容変更ということで、現地調査報告については先月同様ということで省略し、そのまま質疑応答に入ります。この案件について、意見のある方は挙手をもってお願いします。

藤原利彦委員

この賃貸契約書には、月いくらなどの金額が入っていないようですが、これは決めておかななくてもいいものでしょうか。

事務局（澁谷 修平事務局員）

金額については、その契約書の第3条に書かれてありますとおり、許可があり次第決めることにしているようです。おそらく県でも契約金額が決まっていなければ許可しないということはないとは思いますが、いずれにせよ県が確認してどう判断するかということになると思います。地目変更に伴い、固定資産税の金額が上昇することになりますので、おそらくそれぐらいの金額見合いではないかと想定されます。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第2号議案4条申請について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（竹田 芳則）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。この案件は、このあと意見を付して県へ提出し、審査していただくことになります。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第3号議案 5条申請について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第3号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

大和田博光委員

7月1日、会長、私と本郷地区の委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。この申請については、申請者である娘さんが親元へ戻ってくるにあたり、●●さん所有の家庭菜園になっている農地へ住宅を建築するものです。特段の問題のない案件であると判断しましたので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございます。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってをお願いします。

藤原利彦委員

子供を連れての転入となりますし、喜ばしいことではないかとは思いますが。

壬生豊秀委員

これは村の払い下げを伴う案件ですね。

事務局（澁谷修平 事務局員）

はい、そうです。後ほど、6号議案でも説明いたしますが、非農地判断を伴う村の払い下げがあります。転用するにあたっては、西に隣接した一筆だけおいておくこともできないということで、ここについては事前に県と相談させていただきました。結果としては、村有の農地であることから、同時に非農地判断を進めながら、その旨を事業計画書に明記することで対応をという回答をいただいたことから、今回の形式での申請となっています。

大和田博光委員

今回の土地のように、昔から川沿いに細い筆で村有の農地が各地区にあるかと思いますが、そのあたりはどのようになりますか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

そのような土地もあります。詳しい話は、また6号議案にてご説明できればと思います。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第3号議案 5条申請について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（竹田 芳則）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。この案件は、このあと意見を付して県へ提出し、審査していただくことになります。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第4号議案 中間管理権設定について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第4号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってをお願いします。

柏井康志推進委員

この権利設定は、公社が間に入って行うものですね。今後のこういった貸し借りの権利設定については、この形式でということになるのでしょうか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

基本的にというか、公社の考え方としては一定土地を集約していきたいとい

う考えがありますので、公社の基準に合致する権利設定の際には、公社を通じて設定してほしいというのが公社としてのスタンスです。なので、そういった場合にはこの形式で権利設定することになります。ただ、公社が借り受けられる土地については、農振農用地などの条件があったりと、公社を通じては設定できないケースもありますので、その際には日高村農業委員会での利用権設定ということになります。もちろん、公社に入ってもらうほうが地権者さんとしても安心ということもありますので、使えるケースについては活用していくことになります。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第4号議案 中間管理権設定について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（竹田 芳則）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第5号議案 非農地証明について、2件あります。1件目について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第5号議案 1件目について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

藤原利彦委員

7月1日、午前9時00分に会長、加茂地区の委員3名、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。事務局から説明のあったとおりですが、写真のとおりとても農地と言えるような状況ではない土地になります。状況としては非農地といっても仕方ないものではないかということで確認しております。審議の程よろしくをお願いします。

議 長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手をもってお願いします。なければ第5号議案 非農地証明 1件目について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（竹田 芳則）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第5号議案 非農地証明 2件目について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第5号議案 2件目について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査報告をお願いします。

壬生豊秀委員

7月1日、午前10時00分に会長、能津地区の委員2名、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。申請内容では、平成3年から休耕しているということですが、それ以降も生姜を作っておられた土地だったかと思います。ただ、現状のように放棄されてからは10年以上経っていることは間違いありません。耕作しようと思えばできない土地ではないでしょうが、やっていただける担い手がいないことが課題ですので、非農地としてもやむを得ない案件ではないかと判断しました。審議の程よろしくをお願いします。

議 長（竹田 芳則）

現地報告ありがとうございました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手をもってお願いします。

藤原利彦委員

この案件とは直接関係ないですが、現地写真の西に確認できる土の部分は盛

土ではないですか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

ここについては、森林を一部伐採しているところです。盛土ではありません。詳細については、林業の担当の方で把握していますが、伐採については令和元年頃からになります。

壬生豊秀委員

ここは土を切り出して運んでいます。山の土を別へ運んでいる現場になります。●●の開発関係だと思いますが、崩れる心配などはないと思います。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第5号議案 非農地証明 2件目について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（竹田 芳則）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

続きまして、第6号議案 非農地判断について事務局説明をお願いします。

事務局（澁谷 修平事務局員）

第6号議案について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（竹田 芳則）

事務局の説明が終わりました。この案件について質疑応答にはいたいと思います。意見のある方は挙手を持ってをお願いします。

藤原利彦委員

この案件ですが、まずはこのように非農地判断を行って、それから払い下げを実施するというのが筋ではないのでしょうか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

そのとおりです。地目が農地で残っていますので、このままでは農地法の許可を経ずに払い下げすることができません。そのための非農地判断です。

藤原利彦委員

先日の議会で、すでに払い下げで議決されて処理されたと思います。

事務局（澁谷修平 事務局員）

処理はされても、売買には至っていないものと思われます。農地である以上、売買には何かしらの農地法における許可が必要となりますので。順序については、総務課ともいちど確認させていただいてはありましたが、徹底できていないようで申し訳ありません。村有地払い下げの売買では、農地法を経っていないものがいくつかあるようですので、今後としても村で気をつけていきたいとは考えています。手順としては、藤原委員のご指摘が正しい手順で間違いありません。議会での案件まで確認できておらず申し訳ないです。

壬生豊秀委員

●●さんは、ここに村有地があることを知っていたんでしょうか。それを知っていて先に橋をかけるのは問題ないんですか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

●●さんから、最初に住宅転用の相談があったのは少し前の話でして、4月ごろになります。それからなかなか申請まで行き着かなかったわけですが、それはおそらくこの村有地の処理について検討していく中で時間がかかったのではないかと事務局は考えています。村有地についても事務局に相談があり、そこから5条申請の案件でも説明しましたとおり、県に確認させていただきました。ご質問いただいた橋については、建設課に許可をもらってからかけているものですので、それ自体に問題はありません。

壬生豊秀委員

橋自体に問題はなくても、払い下げがうまくいかなかったときにはどうなりますか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

その場合には転用なども難しくなりますので、住宅のためと考えた場合には橋が無駄になってしまいます。農地に行くための橋として使っていただくしか

ないです。

壬生豊秀委員

じゃあ、やはりここについても、払い下げなど許可が正式にできてから、橋を作るというのが正しい手順ではないですか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

そうです。この案件関係では、少々手順の前後しているところが目立つように思います。

朝山正敏委員

この細い切れの土地については、南の国道まで続いていると思いますが、これはすべて村有地になりますか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

はい。水路沿いの細い切れについては、すべて村有地です。

正岡美知男推進委員

ある程度融通を利かせて、やれる方法でというのはそのとおりだとは思いますが、ただ、正規のやり方はできるだけやるべきなので、村でも課同士で情報をやり取りして、農地関係のことは農業委員会に通してもらおうようにしたほうがいいと思います。

事務局（澁谷修平 事務局員）

正岡推進委員のおっしゃるとおりだと思います。恐らくですが、やはり農業委員会を経験しなければ、農地の法律上手続きなどは知ることができないところだと思いますので、そういった情報共有などには努めて行きたいとは考えています。そういったことが、村有農地が多く残っていることの理由ではないかと考えています。

事務局（藤岡明仁 事務局長）

村道なんかでも、現確不能などの理由で、地目が農地のままであるところが多く確認できています。恐らくそれを知らないまま、地目を変えることができていないところのようですので、それも一定是正していかなければならないと考えています。

正岡美知男推進委員

今までのことは仕方ないものだとは思いますが、今後のためにもきちんとできるところはしていったほうがいいと思います。

議 長（竹田 芳則）

この案件については、順番というものを村でも確認いただいて、必要であれば事務局からも指導するようなことをお願いします。

柏井康志推進委員

今回の案件が、このような手順で処理されるということになれば、今後の同じようなケースについては、同じ処理をしていくことになるんですか。これについて県からのアドバイスなんかはあったりするんでしょうか。

事務局（澁谷修平 事務局員）

これについては、県からのアドバイスというよりは、国から非農地判断を徹底するようにといった通知もきておりますので、農業委員会の現地調査や利用状況調査で非農地と判断した土地は、正式に非農地として地目を変えていくように要請されていますので、今回の案件で必要な手間などを見てみたいというところではあります。また、最後にその他の件でお知らせもしますが、村有の農地についてどこまで非農地として地目を変更していくかといったことも、委員の皆さんに相談させていただきたいと考えています。

柏井康志推進委員

今後も問題になることは間違いないと思いますので、やれる範囲で進めていくべきだと思います。

議 長（竹田 芳則）

他に質問はないでしょうか。なければ第6号議案 非農地判断について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（竹田 芳則）

ありがとうございました。全員一致でこの案件は承認されました。

議 長（竹田 芳則）

今日の案件は終わりました。これで令和3年7月の農業委員会を閉会致します。

上記の議事録は会の顛末に相違ないことを証し署名します。

令和3年8月12日

議事録署名委員

千生豊秀

議事録署名委員

濱田善久